

# 令和 5 年度地域包括支援センター事業計画書及び収支予算書

## 【事業計画】

地域包括支援センターでは、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における介護予防ケアマネジメント事業及び地域リハビリテーション活動支援事業、包括的支援事業（総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）、包括的支援事業の重点事業（認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業）並びに指定介護予防支援事業を実施する。

また、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑な運営を図るために地域包括支援センター運営協議会を設置している。

地域包括支援センター全体に係る予算としては、市直営の地域包括支援センター5か所の運営費及び総務費、地域包括支援センター運営協議会報償費等を計上している。

## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

### （1）介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

要支援1、2と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業など、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

### （2）地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護予防ケアマネジメントにおいて、心身機能を正しく評価した上で、対象者のニーズに合わせた適切かつ多様なサービスの提供によって、地域とのつながりを維持するなど、自立支援に資するケアマネジメントの強化を図ることを目的とし、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職が介護支援専門員の居宅訪問時に同行し、自立支援に資する必要な助言等を行う。

令和5年度は前年同様市内の居宅介護支援事業所も対象に実施する。

また、介護支援専門員、サービス提供事業所等の専門職を対象に、自立支援ケアマネジメントの推進を図る研修会を開催する。

## 2. 包括的支援事業

### （1）総合相談支援事業

#### ①総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

#### ②在宅介護支援センター運営事業

在宅介護支援センターは、市内に15か所委託により設置しており、地域包括支援センターの「協働機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っている。

地域における個別支援の連携拠点として、地域包括支援センターや民生委員をはじめ、地域の関係機関と密接な連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう必

要な支援を行う。

また、地域ケア会議の事務局として、個別ケア会議を通じた個別支援の充実並びに全体会議を通じた地域課題の抽出及び課題解決に向けた取り組みを行う。

### ③相談協力員研修事業

地域ボランティアを含め、民生委員等が担う地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談協力員を対象に、高齢者虐待防止や認知症の支援等に関する研修を開催（年1回）する。

### ④介護者向け講習会

要介護者等を介護する家族を対象に、在宅介護の知識や心構え、具体的な介助の方法などを習得してもらい、在宅で安全に安心して暮らしていけるよう、介護力の向上及び介護負担の軽減を図ることを目的に、講習会を開催する。

令和5年度は、中部、東部、西部で1か所ずつ、計3回実施する。

## （2）権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

### ①高齢者虐待防止関係

高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るために、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会及び同担当者会議を開催し、関係機関及び関係団体との連携を強化する。

また、同運営委員会は、認知症初期集中支援チーム検討委員会としての機能も有している。

高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会は年1回、高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議は年6回開催予定である。

さらに、職員を対象とした高齢者虐待防止研修会を開催する。

なお、介護者による虐待を受けている高齢者及び身元引受者が見つからない徘徊高齢者を一時的に保護するため、高齢者緊急ショートステイネットワーク事業を実施する。

### ②成年後見制度の活用促進

認知症高齢者で成年後見制度の申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

## （3）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。

船橋市介護支援専門員協議会との共催により介護支援専門員研修を2回開催する。

また、主任介護支援専門員を対象とした実践的な事例検討会を圏域ごとに5回開催し、知識や能力を高め、主任介護支援専門員同士のネットワーク構築及び介護支援専門員が主体的に利用者への援助を行うことが出来るよう支援を行う。

#### **(4) 認知症総合支援事業**

認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援を行うとともに、認知症の人又はその疑いのある人に対する総合的な支援を行う。

##### **①認知症初期集中支援チーム**

認知症の早期発見・早期対応のために、認知症の疑われる人やその家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながら、チームとして支援する。

平成30年度より、市内5圏域の各直営包括内にチームを設置する体制となったが、令和3年度より市内5チームを高齢者人口で2グループに分けて、それぞれのグループにチーム医（専門医）を配置している。

チーム員会議の開催は、各グループで月1回の開催とし、緊急案件等の対応として臨時会を最大5回開催する。

##### **②認知症地域支援推進員**

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、関係機関との連携支援や、認知症に関する事業の企画立案等を行う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに兼務で配置する。

各地区で開催する認知症高齢者徘徊模擬訓練の企画立案や側面支援、また、認知症カフェの立ち上げ支援や継続支援を行い「認知症の人にやさしい船橋」の実現を目指す。

##### **③認知症高齢者徘徊模擬訓練**

地域の見守りと支え合い体制の推進を図るため、各地区コミュニティ単位で、徘徊模擬訓練を実施する。令和4年度は、5つの日常生活圏域より3地区で「認知症高齢者徘徊模擬訓練」を実施した。これにより、全24地区での訓練が終了した。

令和5年度は、各地域包括支援センターに配置をしている認知症地域支援推進員が中心となり地域に呼びかけを行い、町会・自治会等より開催希望があった場合には、のぼり旗、ビブス等の必要物品等の貸与や、認知症地域支援推進員による徘徊模擬訓練の企画立案などの側面支援を行う。

#### **(5) 地域ケア会議推進事業**

##### **①地域ケア会議を主体とした講演会等の開催**

地域づくりの一環として、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催する。

##### **②地域ケア会議事務局向け研修会の開催**

地域ケア会議の事務局である地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの職員を対象とした研修を開催し、多様な参加者で構成される会議のファシリテーション技術等の向上を図り、事務局としての機能を強化する。

##### **③自立支援ケアマネジメント検討会議**

理学療法士、薬剤師等の専門職で構成される自立支援ケアマネジメント検討会議において、多職種の視点からケアマネジャーに助言をすることにより、介護予防ケアマネジメント力の向上を図り、介護予防ケアプランの自立支援強化及び利用者のQOL（生活の質）の向上につなげ

る。令和4年度より、助言者として生活支援コーディネーターが参加をしている。

なお、リハビリテーション専門職の同行訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業における地域リハビリテーション活動支援事業）と連動させて事業を実施する。いずれの事業も市内の居宅介護支援事業所も対象に実施する。

### **3. 指定介護予防支援事業**

要支援1、2と認定された者に対する介護予防支援を行う。また、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する。

なお、ケアマネジメント委託料は1件につき1か月4,747円、初回加算分は3,252円、委託連携加算3,252円であり、これは介護報酬と同額である。

## 【収支予算】

地域包括支援センターにおける介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）及び包括的支援事業に係る予算は、介護保険事業特別会計及び一般会計からなる。

令和4年度までは総合事業及び包括的支援事業は特別会計で整理されていたが、令和5年度の重層的支援体制整備事業が開始されたことに伴い、包括的支援事業の一部の予算が一般会計に整理された。

### 1. 総合事業及び包括的支援事業に係る会計

#### (1) 歳入予算額

(単位：千円)

名称		R4年度	R5年度	増減率
<b>総合事業</b>				
介護保険料	保険料	63,784	55,260	▲13.36%
国庫支出金	地域支援事業支援交付金	84,235	83,199	▲1.23%
	保険者機能強化推進交付金	17,661	22,728	28.69%
支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	94,882	92,518	▲2.49%
県支出金	地域支援事業支援交付金	43,927	42,833	▲2.49%
繰入金	財政調整基金繰入金	3,000	3,291	9.70%
諸収入	会計年度任用職員等雇用保険料	160	151	▲5.63%
	介護予防ケアマネジメント作成料	50,610	43,769	▲13.52%
一般財源		43,927	42,834	▲2.49%
小計(A)		402,186	386,583	▲3.88%
<b>包括的支援事業</b>				
介護保険料	保険料	107,257	812	▲99.24%
国庫支出金	地域支援事業支援交付金	240,530	2,026	▲99.16%
	重層的支援体制整備事業交付金	0	256,199	皆増
	保険者機能強化推進交付金	31,397	350	▲98.89%
県支出金	地域支援事業支援交付金	120,273	1,013	▲99.16%
	重層的支援体制整備事業交付金	0	128,100	皆増
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	0	153,053	皆増
	財政調整基金繰入金	5,043	48	▲99.05%
諸収入	会計年度任用職員等雇用保険料	156	0	皆減
一般財源		120,264	95,450	▲20.63%
小計(B)		624,920	637,051	1.94%
合計(A+B)		1,027,106	1,023,634	▲0.34%

※ 介護予防ケアマネジメント作成料は、直営の地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントに係るプラン作成料である。

※ 上記の表は一般会計と特別会計の合算の表である。

**(2) 歳出予算額**

(単位：千円)

事業名	R4 年度	R5 年度	増減率
介護予防・生活支援サービス事業			
一般職人件費…①	40,800	41,100	0.73%
会計年度任用職員報酬…②	43,031	43,693	1.54%
介護予防ケアマネジメント事業費…③	314,851	300,296	▲4.62%
小計(A)	398,682	385,089	▲3.41%
一般介護予防事業			
地域リハビリテーション活動支援事業	3,504	1,494	▲57.3%
小計(B)	3,504	1,494	▲57.3%
包括的支援事業			
一般職人件費…①	149,400	153,715	2.89%
会計年度任用職員報酬…②	40,887	41,433	1.34%
在宅介護支援センター運営事業…④	90,398	91,380	1.09%
地域包括支援センター運営協議会	387	516	33.33%
総合相談・権利擁護事業	1,957	1,176	▲39.91%
包括的・継続的マネジメント事業	238	238	0%
地域包括支援センター委託事業費…⑤	326,463	334,575	2.48%
地域ケア会議事業費	2,297	1,882	▲18.1%
高齢者実態把握委託事業費	8,742	8,757	0.17%
認知症初期集中支援チーム事業費	1,470	1,425	▲3.06%
認知症地域支援推進事業費	2,681	1,954	▲27.12%
小計(C)	624,920	637,051	1.94%
合計(A+B+C)	1,027,106	1,023,634	▲0.34%

※ 上記の表は一般会計と特別会計の合算の表である。

**①一般職人件費**

地域包括支援センターにて総合事業及び包括的支援事業を行うための職員人件費。主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などが配置されている。

**②会計年度任用職員報酬**

地域包括支援センターにて総合事業及び包括的支援事業を行うための会計年度任用職員報酬。総合事業に従事する介護支援専門員等や健康推進員、包括的支援事業に従事する職員や健康推進員がいる。

なお、指定介護予防支援事業に従事する者についての予算は、一般会計に計上している。

**③介護予防ケアマネジメント事業費**

業務としては、ア.相談→イ.基本チェックリストによる事業対象者であるかの判定(本人の状況確認)→ウ.事業対象者へのケアプラン作成という流れとなっており、ア及びイまでの業務は地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにて実施する。

**④在宅介護支援センター運営事業**

地域包括支援センターの協働機関として、また地域における身近な相談窓口である在宅介護支援センター15か所の委託費。

## 2. その他一般会計（民生費）

### （1）歳入予算額

名 称	R4 年度	R5 年度	増減率
介護報酬（介護予防支援費）	52,261 千円	50,637 千円	▲3.11%

指定介護予防支援事業のケアプラン作成に係る介護報酬。10,213 件を見込んでいる。

### （2）歳出予算額及び財源

事業名	R4 年度	R5 年度	増減率	財源
地域包括支援センター運営事業…①	18,075 千円	16,538 千円	▲8.50%	一般財源
指定介護予防支援事業…②	36,855 千円	34,475 千円	▲6.46%	介護報酬

①地域包括ケア推進課の庶務的経費を含む。

②指定介護予防支援事業のケアプラン作成に係る委託料。